5　研究開発への普及指導員の積極的な参画

農業革新支援専門員をはじめとして、普及指導員は、国や都道府県等が行う研究開発に企画段階から参画し、試験研究機関に対して現場の課題や技術について改善を要する点等を伝えることにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすとともに、その成果を活かして農業現場における技術革新を推進することにより、国の農業政策を地域において実施する上での課題や、地域の農業における課題について、技術面から解決を図る。

6　都道府県間の連携

広域的な課題に対して、都道府県横断的な検討及び解決が図られるよう、農業革新支援専門員及びこれに準じる資質を持つ普及指導員（以下「農業革新支援専門員等」という。）は、都道府県間の情報共有、技術協力等を行う。

また、国は、共通の課題を抱える都道府県間の連携を推進するとともに、必要に応じて、地球温暖化対策、災害への対応、病害虫防除等に関して都道府県が持つ知見・経験等の共有を促進する。

7　普及指導活動の重点化

普及指導活動については、1から6までの取組をはじめとして、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

普及指導活動の対象者については、経営改善に意欲的な農業者及びその集団、新規就農者、新規参入者、経営参画に意欲的な女性農業者等に重点化するものとする。

また、現場における重要な課題については、普及指導活動の目標、期間、体制等を明確に定めた重点プロジェクト計画を農業革新支援専門員等が定め、普及指導センターと連携して当該計画に基づく活動を推進する。

二　普及指導活動の効果的な実施

普及指導活動を一層効果的に実施するためには、普及指導計画を適切に策定するとともに、外部評価の導入により、当該計画等の検証及び改善を図ることが重要である。

また、普及指導計画に基づく活動が効果的に行われるよう、普及指導センター、農業革新支援センター及び農業者研修教育施設の適切な運営を図る必要がある。このため、普及指導活動の方法に関して以下の取組を行うよう努めるものとする。

1　普及指導計画の策定と評価

普及指導活動が高い成果を創出するためには、適切な普及指導計画の策定、実行、評価及び改善のプロセスを経ることが重要である。

このため、普及指導計画を適切に策定した上で、その成果や普及指導活動の体制等について、先進的な農業者や関係機関等を含む委員による外部評価を実施し、その結果を公表するとともに、次年度以降の計画に反映させることを通じて、普及指導活動及びその体制の改善を行う。

2　普及指導センターの運営

普及指導センターについては、農業者等に対する情報提供及び相談の場並びに普及指導員の活動拠点としての機能が十分に発揮されるよう、その整備を行うものとする。

都道府県は、普及指導員の本来の職務である直接農業者に接して行う支援活動のために十分な時間が確保されるよう、適切に業務管理を行う。

また、普及指導活動がより効果的に実施されるよう、市町村、農業協同組合等の地域の関係団体や、試験研究機関、先進的な農業者、普及指導協力委員をはじめとする外部有識者等との連携を図る。

さらに、ＩＣＴ等の活用を積極的に進める。

加えて、所属する普及指導員の組織的な一体性が確保されるとともに、整備する機関の名称が普及指導センター等でない場合には、当該機関が普及指導センターであることが農業者等に分かるよう配慮するものとする。

3　農業革新支援センターの運営

先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応し、また、第五の一及び二の取組の推進に当たり、農業革新支援専門員をはじめとする普及指導員及び都道府県における協同農業普及事業の担当部局の取組を専門的見地から支援するため、農業革新支援センターを整備するよう努める。

農業革新支援センターにおいては、農業革新支援専門員等が、先進的な農業者等からの直接の相談や、普及指導センターでは対応が困難な相談に適時・適切に対応するほか、農業革新支援専門員等が研究開発への参画、都道府県間の連携の推進、重点プロジェクト計画の策定等を行う際に必要となる情報及び体制の整備を図る。

また、農業革新支援センターがそれらの役割を果たせるよう、試験研究機関、教育機関及び行政機関をはじめとする関係機関との連携を図る。

なお、整備する機関の名称が農業革新支援センターでない場合には、当該機関が農業革新支援センターであることが農業者等に分かるよう配慮するものとする。

4　研修教育の充実強化

農業者研修教育施設については、就農希望者、青年農業者等に対する都道府県における中核的な教育機関として、実践的な技術力と経営力を備えた農業者の育成が図られるよう、先進的な農業者、民間の農業経営者教育機関等と連携し、その研修教育の内容の充実強化を図り、効率的かつ効果的な研修教育を行うものとする。

また、農家の子弟でない学生が増加していることを踏まえ、学生の円滑な就農のため、就農相談や農業法人等とのマッチング等の就農支援の取組を推進するとともに、就農後における地域への定着が図られるよう継続的な支援を行うものとする。

さらに、農業者研修教育施設は、当該施設の学生以外であって、農業者等の下で研修を受けている就農希望者に対し、受入先の農業者や普及指導センターとの役割分担の下、必要に応じて研修の補完を行うものとする。

なお、農業者研修教育施設は、研修教育の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行うものとする。

このほか、農業高等学校の卒業生の就農促進のため、農業高等学校の生徒に対する研修の機会の提供等を行うものとする。

5　調査研究の適切な実施

普及指導員による調査研究の実施に当たっては、第五の一及び二の取組の推進に資するものとし、試験研究機関をはじめとする関係機関及び関係者との連携を積極的に図るほか、その成果等を普及指導員の資質の向上及び現地の課題解決を図るために有効に活用するものとする。

第六　その他協同農業普及事業の運営に関する基本的事項

国は、農業情勢の変化、農業政策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した普及事業の見直しに取り組む。

○農林水産省告示第千九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町西納庫字大林三六の四一・三六の四三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四の三、七、八、九の二、一〇、一一、一四、一五、一八、二一、二四の一、二四の二、二四の五から二四の八まで、二四の一〇から二四の一二まで、二四の一四から二四の一六まで、二四の一八、二七、二九、三三の一、三四、三五、三六の一、三六の三から三六の一二まで、三六の一四、三六の一五、三六の一七から三六の二五まで、三六の二七から三六の三九まで、三六の四二、三六の四四、三六の四六、字滝ノ沢一の一三・一の一五・一の一六・一の二三・一の二七・一の五〇・一の六二・一の六三・一の六九（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一から一の三まで、一の五から一の七まで、一の九、一の一二、一の一七、一の一九、一の二〇、一の二二、一の二五、一の三一から一の三三まで、一の三六、一の三八から一の四一まで、一の四三、一の四五、一の四九、一の五一から一の六一まで、一の六四から一の六八まで、字滝ノ入一の一四・一の一五・一の二〇・一の二一・一の二四・一の二五・一の二七・一の三四・一の三七か